## 最低賃金法

1. 案内情報

手続名 : 船員の最低賃金適用除外許可

手続根拠 : 最低賃金法第8条、第40条、船員の最低賃金に関する省令第

2条、第3条及び第8条第3項

手続対象者 :使用者

提出時期:適用除外者を船舶に乗り込ませる場合

提出方法:申請書(正本及び写し各一通)を当該申請にかかる船員の労務

の管理の事務を行う事務所の所在地を管轄する地方運輸局へ提

出してください

手数料 : なし

添付書類・部数 : 提出先にお問い合わせください。 申請様式 : 提出窓口にお問い合わせ下さい。 記載要領・記載例 : 提出窓口にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

提出先: 所在地を管轄する地方運輸局

受け付け時間:9時~17時(地方運輸局によって若干の違いあり)

相談窓口 : 船員職業安定所

3 . 手続情報

審査基準: 最低賃金法第8条、第40条及び船員の最低賃金に関する省令第2

条

標準処理機関 :提出先にお問い合わせください.

不服申立方法